

(参考)

道路愛称名について

【目的】

生活空間としての道路に親しみと潤いを与え、快適で美しく、楽しい道路環境づくりの一環として、県民に親しまれている道路の愛称名について、積極的にその普及を図り、また、愛称名のない道路については、広く県民の参加のもとに愛称名をつけるなどにより、地域と結びついた親しまれる道路となるよう努める。

あわせて、観光ルート等としての活用により、地域振興に寄与する。

【効果】

- ① 道路利用者にとって分かりやすく、地域振興への寄与及び利用しやすい道路となる。
- ② 道路と地域文化との結びつけを深めることにより親しまれる道路となる。
- ③ 地域の参画により、道路に対する理解を深め、開かれた道路行政を実現する。

【県内における愛称名普及の経緯】

昭和 61 年度の標識令改正で、交差点案内標識に道路愛称名を表示できるようになったことを契機に、道路愛称名の積極的な普及を図るため、「道路愛称名普及検討会議」を昭和 61 年から平成 7 年まで 8 回開催。全市町村を対象に愛称名を募集し、愛称名の確認を行ってきた。

平成 8 年以降は、一定程度の普及がなされたことから、事務局（道路管理課）で提案状況を調査し、関係機関に意見照会、周知することで引き続き普及を図ることとしている。

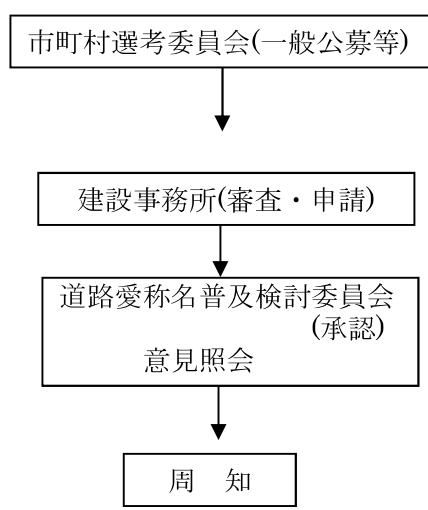
【愛称の決定方法】

- ① 各市町村において、選考委員会等を組織、地域の要望や市報等での一般公募により愛称を選定のうえ、道路愛称名普及検討会議へ提出
- ② 道路愛称名普及検討会議（文書照会）において確認し、関係機関に周知

【道路愛称名普及検討会議】

国土交通省（長野国道事務所、飯田国道事務所）
長野県警察（地域課、交通規制課）
長野県（企画部交通政策課、観光部観光振興課、建設部建築指導課）

※このほか必要に応じ、提案名称関係建設事務所、提案市町村に参画依頼
(事務局) 長野県建設部道路管理課



【愛称の普及方法】

- ① 案内標識の整備
道路案内標識や通称名を示す標識に表示。
- ② 道路地図への記載
観光案内地図、ロードマップ等に掲載
(出版会社等問い合わせ時に掲載依頼。)

